

広島県告示第三百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三原市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、三原市長から届出があった。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

町名等	上	地 番	町名等	下
	字			
本郷町 善入寺	平岩	六四の六、六四の七、六四の八、六四の九、 六四の七五、六四の九九、六四の一四〇、六 四の一六〇、六四の一六一、六四の一六二、 六四の一六四、六四の一六五、六四の一六六	本郷町 善入寺	用倉山
				字